

# 入 札 公 告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和2年2月19日

支出負担行為担当官

大阪航空局長 梅野 修一

## 1. 業務概要

- (1) 業務名 福岡空港・那覇空港貯水槽設置実施設計  
(電子入札対象案件)
- (2) 業務場所 福岡県福岡市博多区 (福岡空港内)  
沖縄県那覇市安次嶺 (那覇空港内)
- (3) 業務内容 本業務は、福岡空港及び那覇空港の消防水利施設について消火栓方式から貯水槽方式への移行整備を行うための貯水槽設置の実施設計を行うものである。

### 【業務数量】

1. 業務計画	1式
(福岡空港)	
2. 消防水利施設設計	1式
3. 貯水槽設計	1式 (1基)
4. 耐震設計	1式 (1基)
5. 仮設計画	1式 (1基)
1) 土留工の必要有無検討	1式
2) 土留工詳細設計	1式
6. 保安道路実施設計	1式 (0.06km)
7. 磁気探査計画	1式 (1基)
(那覇空港)	
8. 消防水利施設設計	1式
9. 貯水槽設計	1式 (2基)
10. 耐震設計	1式 (2基)
11. 仮設計画	1式 (2基)
1) 土留工の必要有無検討	1式
2) 土留工詳細設計	1式
12. 保安道路実施設計	1式 (0.06km)
13. 磁気探査計画	1式 (2基)

14. 照査	1式
15. 設計協議	1式

- (4) 履行期間 契約締結の翌日から令和2年9月30日まで
- (5) 本業務は、競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）、「競争参加資格確認資料」（以下「資料」という。）の提出及び入札を電子調達システムで行う対象業務である。なお、電子調達システムによりがたい場合は、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。

## 2. 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 開札時までに大阪航空局の平成31・32年度一般（指名）競争参加資格者のうち「建設コンサルタント」でA等級の認定を受けていること。（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続き開始の申し立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続き開始の申し立てがなされている者については、手続き開始の決定後、大阪航空局長が別に定める手続きに基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）  
 なお、当該資格を有していない者については、「競争参加資格に関する公示」（平成30年10月1日付官報）に記載されている申請方法等により、競争参加資格の申請を受け付ける。
- (3) 会社更生法に基づき、更生手続き開始の申し立てがなされている者又は民事再生法に基づき、再生手続き開始の申し立てがなされている者（2.(2)の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 申請書及び資料の提出期限の日から開札までの期間に、大阪航空局長より航空局所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年6月28日付空経第386号）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (5) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営支配する者又はこれに準ずる者として、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (6) 平成21年4月1日以降に完成・引き渡し完了した、下記の要件を満たす業務の実績（発注者は問わない。民間実績も可とする。）を有する者であること。  
 なお、当該実績が国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局の発注した業務である場合は、業務成績評定の評定点が60点未満であるものを除く。  
 ・地下構造物の設計業務
- (7) 次に掲げる基準を満たす主任技術者を本業務に配置できること。  
 なお、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合には、主任技

術者とは別に同等の要件を満たす技術者の配置を求めることがある。

1) 以下の資格を有する者。

- ・技術士 総合技術監理部門（建設）
- ・技術士 建設部門
- ・国土交通省登録技術者資格※  
（施設分野：空港施設、業務：計画・調査・設計）
- ・RCCM

※「国土交通省登録技術者資格」とは、「公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格登録規程」（平成26年11月28日付国土交通省告示第1107号）に基づき、技術者資格登録簿に登録された資格をいう。

2) 2.(6)に掲げる業務の経験を有する者であること。なお、照査技術者としての実績は認めない。

3) 競争入札に参加しようとする者との間で、直接的かつ恒常的な雇用関係があること。

(8) 2.(7) 1)に掲げる要件を満たす照査技術者を本業務に配置できること。

(9) 大阪航空局が発注した「建設コンサルタント」（土木）の業務で、平成29年4月1日以降に完了した業務実績がある場合においては、これらに係る業務成績評定の平均が60点以上であること。

(10) 競争入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。（資本関係又は人的関係がある者の全てが設計共同体の代表者以外の構成員である場合を除く。）

(11) 入札説明書の交付を受けた者であること。

### 3. 入札手続き等

(1) 担当部局

〒540-8559

大阪府中央区大手前4丁目1番76号 大阪合同庁舎第4号館15階

国土交通省 大阪航空局 総務部 契約課 契約係

電話番号 06-6949-6206 FAX番号 06-6949-6220

(2) 入札説明書の交付期間、場所及び方法

交付期間 令和2年2月19日令和2年3月5日まで。（土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、09時00分から17時00分までの間。）

交付場所 1) 3.(1) 担当部局

2) 3.(2) 1)の交付場所以外で入札説明書の交付を希望する場合は、3.(1)に事前連絡のうえ、大阪航空局管内の空港事務所等で交付を受けることができる。

また、電子データによる配付も行う。電子データによる受取を希望するものは、その旨を3.(1)へFAXで連絡すること。その

際に、FAXには業務名、社名、担当者名及び送付先メールアドレスを記載すること。

交付方法 無償にて貸与する。ただし、関係書類の交付・返却に要する費用は実費負担とする。

(3) 申請書、資料の提出期間、場所及び方法

提出期間 令和2年2月19日から令和2年3月5日まで。（土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、09時00分から17時00分までの間。）

①電子調達システムにより参加をする者は、提出期限までに申請書及び資料を下記(5)に掲げるURLに提出しなければならない。

②紙入札方式による参加を希望する者は、提出期限までに申請書及び資料を上記(1)に掲げる場所に提出しなければならない。

ただし、提出場所へ持参又は郵送（郵送は書留郵便に限る。提出期限内必着）又は託送（書留郵便と同等のものに限る。提出期限内必着）によることとする。

(4) 入札及び開札の日時、場所、入札書の提出方法、入札執行回数

入札書は、電子調達システムにより令和2年4月3日 9時00分から17時00分まで提出すること。ただし、電子調達システムによりがたい場合は、発注者の承諾を得たうえで、令和2年4月3日09時00分から開札日時までに3.(1)あて持参すること。（郵送又は託送による提出は認めない。）

開札日時 令和2年4月6日 14時00分、大阪航空局にて行う。

入札執行回数 原則として2回を限度とする。ただし、当該入札回数までに落札者が決定しない場合は、原則として予算決算及び会計令第99条の2の規定に基づく随意契約には移行しない。

(5) 電子調達システムのURL及び問い合わせ先

電子調達システム <https://www.nyusatsu.geps.go.jp/OMP/Accepter/>  
上記(1)の担当部局と同様。

#### 4. その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金

1) 入札保証金 免除

2) 契約保証金 納付

ただし、利付国債の提供又は金融機関等の保証をもって契約保証金の納付に代わる担保とすることができる。

また、公共工事履行保証証券による保証を付し又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。なお、詳細は入札説明書を参照すること。

(3) 入札の無効

入札公告に示した競争参加資格のない者が行った入札、申請書又は資料に虚偽の記載を行った者が行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(4) 落札者の決定

予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すおそれがあるとき、著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札したほかの者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条に基づく調査基準価格を下回る場合は、予決令第86条の調査（低入札価格調査）を実施する。

(5) 手続きにおける交渉の有無 無

(6) 契約書作成の要否 要

(7) 関連情報を入手するための照会窓口 3. (1)に同じ。

(8) 一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加

2. (2)に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も3. (3)により申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時ににおいて、2. (2)に掲げる資格の認定を受けていなければならない。

(9) その他詳細は入札説明書による。